

# 児童に関する手当

●申請・問い合わせ

児童課 内線 1 4 4

## ひとり親家庭等に関する手当

ひとり親家庭(母子・父子家庭)などの生活の安定と児童の健全育成のため、児童を監護養育する方へ手当を支給する制度です。

受給をしようとする方および児童は、町内に居住していれば国籍は問いません。手当の概要や支給要件、所得制限については問い合わせてください。

なお、事実婚(異性の頻繁な

訪問や同居、経済的援助など)の場合は、手当の申請はできません。また、各手当を受給中の方が事実婚となった場合は資格喪失や返還などが生じます。

### ●児童扶養手当の支給停止

原則、手当の支給開始月の初日から起算して5年を経過すると、受給資格者が父または母の場合、手当の2分の1が支給停止となります。

ただし、次の①または②の要件を満たし、必要書類を期限内に提出した場合、支給停止が解除されます。該当者には通知しますので、必要書類を児童課へ郵送または持参してください。

※所得の状況や家族の状況などに変化があった場合は、この限りではありません。

①受給を受けている父または母などが次のいずれかに該当する場合

- ・就業している。
- ・求職活動などの自立を図るための活動をしている。
- ・身体上または精神上的の障

いがある。

・負傷または疾病などにより就業することが困難である。  
・受給している母などが監護する児童または親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態などにより、介護する必要があるため就業することが困難である。

②①のいずれにも該当しない方で、児童課に相談し、その上で求職活動などを行った場合

### ●公的年金給付など

#### 児童扶養手当との併給

平成26年4月に児童扶養手当が改正されたことに伴い、児童扶養手当と公的年金給付の併給が可能になりました。

平成26年12月1日から公的年金給付などを受けている場合でも、年金などの額が児童扶養手当額を下回る場合には、差額を手当から支払うことができるようになりました。

児童扶養手当の申請を希望する方で公的年金給付などを受給している場合は、差額計算が必要となるため年

	児童扶養手当	愛知県遺児手当	東浦町遺児手当
受給者(申請者)	父、母、養育者(祖父母、おじ、おばなど)		
支給対象児童	死別、離婚などにより <b>父または母</b> と生計を同一にしていない児童、 <b>父または母</b> に重度の障がいがある児童		
支給期間	児童が18歳到達年度の末日まで(施行令で定める程度の障がいがある方は20歳未満まで)	児童が18歳到達年度の末日までの最長5年間	児童が18歳到達年度の末日までの最長5年間
手当月額(平成30年度)	<b>児童1人の場合</b> ・全額支給 42,500円 ・一部支給 42,490～10,030円 <b>児童2人の場合の加算額</b> ・全額支給 10,040円 ・一部支給 10,030～5,020円 <b>児童3人以上の場合の加算額</b> 3人目から児童1人増すごとに次の額が加算されます。 ・全部支給 6,020円 ・一部支給 6,010円～3,010円	児童1人につき ・1～3年目 4,350円 ・4～5年目 2,175円 ・6年目以降 0円	児童1人につき 5,000円

金などの受給状況をお知らせください。

※公的年金給付などは、遺族年金、老齢年金、障害年金、労災年金、遺族補償など各種法令等に基づく年金



## 特別児童扶養手当制度

身体・知的発達または精神に障がいのある児童の福祉増進を図るために手当を支給する制度です。

### ●受給資格

町内在住(国籍不問)で、身体・知的発達または精神に中度・重度の障がい(または病状)を有する20歳未満の児童を監護・養育している方

※児童が障がいを事由とする年金を受給できるときや、手当対象外となる施設などへ入所しているときは、受給資格はありません。

### ●手当等級と手帳等級

手当の等級は、身体障害者手帳・療育手帳などの等級と同じではありません。手帳が交付されていても、認定されないこともあります。

区分	支給額 (1人1月につき)
1級 該当児童	51,700 円
2級 該当児童	34,430 円

※平成30年4月から

## ひとり親家庭等を 応援する制度

ひとり親家庭等  
自立支援給付費支給事業

### ●どんな内容なの？

母子・父子などのひとり親世帯を対象に、仕事につながる講座や資格取得に要する講座の入学料や受講料、就職活動や資格講座受講時の一時的保育などの利用料の一部を助成します。

### ●どんな給付を受けるの？

- ・町長が認める講座などの受講料の2割(上限あり)
- ・資格取得および就職活動などのために利用した町内保育園の一時的保育の利用料
- またはファミリーサポートセンター事業の利用料の半額

### ●給付を受けるためには？

講座受講前や一時保育などの利用前に、事前相談や申請が必要です。

## 子育て支援制度

●申請・問い合わせ  
児童課 内線145

### ■子育て支援ヘルパー派遣

妊婦または乳幼児の母親が疾病などにより家事や育児が困難な場合に、援助を行うヘルパーを派遣します。

### ●対象

町内に住所を有する妊婦または母親が次のいずれかに該当し、家事または育児を行うことが困難で、日中にこれらの方を援助する方がいない世帯

- ・妊婦が切迫流産などの妊娠に起因する疾病のため、医師の診断により療養が必要と認められる場合
- ・母親が出産後の育児ノイローゼ、うつ病、その他の傷病などのため、継続的な支援が必要と認められる場合

援が必要と認められる場合

- ・保育園などに就園していない満3歳未満の乳幼児を3人以上養育している場合
- ・保育園などに就園していない満3歳未満の多胎児を養育している場合

### ●内容

- ・家事に関する援助(調理、掃除、生活必需品の買い物など)
- ・育児に関する援助(授乳の手伝い、オムツ交換、もく浴の介助など)
- ・生活や育児に関する相談

### ●派遣時間

原則、3か月以内で平日の午前8時〜午後6時の間で1日4時間以内(月30時間まで)

### ●派遣費用

1時間 220円  
※生活保護世帯および市町村  
民税非課税の世帯の方には  
減免制度あり

### ■子育て短期支援事業

保護者が病気・その他の理由により、家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合や母子などが緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童

などを児童福祉施設で一時的に養育・保護する制度です。

### ●対象

町内在住の18歳未満の児童、母子などで次のいずれかに該当する場合

- ・保護者が社会的理由(病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校などの公的行事への参加)により、家庭における養育が一時的に困難となる状態
- ・DVなどより緊急一時的に保護を必要とする状態

### ●利用期間

原則、7日以内

### ●負担額

区分	負担額 (1人1日につき)
2歳未満の児童および慢性疾患の児童	5,350円
2歳以上の児童(慢性疾患の児童を除く)	2,750円
18歳未満の児童の母など	750円

※生活保護世帯および市町村民税非課税の世帯の方には減免制度あり